

又作業中盤ニ業場ヲ離レ係員ノ命ニ従ハサルノ
ミナラス公然誹謗シ事業ノ秩序ヲ紊スコト甚々
シキヲ以テ再三戒告シ去ル二月ニモ處罰セラレ
タルニモ不拘其後毫モ其ノ行狀ヲ改メ不益大言
壯語暴慢限リナキニ至ル茲ニ於テ退職手当其他
ノ給与ヲ支給シテ懇ニ諭旨解雇トナサントセシ
モ肯セス遂ニ去ル八月處分解雇トナシタルモノ

ニテ之ヲ以テ彼等ノ所謂不当解雇ト謂フハ當ラ
サルモ甚々シキモノナリトス

次テ鑛業所鑛夫井上光親ハ其性頗ル狂燥ニシテ
公傷休業中ナルニモ不拘常ニ大酒ヲ啣リテ暴行
ヲ爲シ既ニ本年ノミニテモ二回ノ傷害罪ヲ犯シ
刑罰ヲ受ケタルモノニシテ鑛業所ハ秩序維持ノ
爲メ諭旨解雇ト爲サントセシニ却テ係員ニ暴言